

告示第 3 6 7 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 因島モール

所在地 尾道市因島田熊町字扇新開 1 1 4 1 番 1 外

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間
<u>その他の小売業者</u>	午前 8 時 00 分	<u>午後 10 時 00 分</u>	

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間
<u>株式会社ププレひまわり</u>	午前 8 時 00 分	<u>午後 12 時 00 分</u>	変更（ひまわり）
その他の小売業者	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分	

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
3	午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分まで	
4	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
5	<u>午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで</u>	

6	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
7	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
8	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯	備考
1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
3	午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分まで	
4	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
5	<u>午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで</u>	変更 (ひまわり)
6	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
7	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	
8	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで	

3 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

4 変更する理由

お客様の利便性の向上及び物流の効率化のため

5 届出年月日

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課 (尾道市久保一丁目 1 5 番 1 号)

尾道市因島総合支所しまおこし課 (尾道市因島土生町 7 番地 4)

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和 6 年 1 2 月 2 7 日から令和 7 年 4 月 2 8 日まで。ただし、尾道市の休日
を定める条例 (平成元年条例第 3 4 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者が
その周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する
者は、この公告の日から 4 か月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出する

ことができる。

(1) 提出期限

令和7年4月28日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課